ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

長野労働局発表（03－65）	
令和３年 11 月 29 日	

担当	長野労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官　松尾 直彦 雇用環境改善・均等推進指導官　吉田 佳奈代 電　話　026-223-0551

１２月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」を設けます
法改正に関する企業向け説明会を実施します

１２月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。このため、長野労働局（局長 小野寺（おのでら） 喜一（きいち））では、月間における取組として、**「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」**を開設し、労働者や企業からの相談に対応します。また、改正労働施策総合推進法に基づく、企業における雇用管理上の措置義務及び望ましい取組の周知啓発により、ハラスメントのない社会の実現に努めてまいります。

【取組概要】

１ 「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」の開設　＜別添1＞

長野労働局雇用環境・均等室に「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」を開設し、職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等に対応してまいります。

（過去の相談実例） ※相談件数等の状況は**＜参考資料＞**参照
- 性的な冗談やからかいがあった、食事やデートへ執拗に誘われて困っている・・・
- 出産、育児の休業を申し出たら、「うちの職場では取った人がいないよ」と嫌な顔をされた・・・
- 職場のことで上司に進言したところ、あからさまな無視や仲間外しが始まった・・・

２ 事業者向け説明会の実施＜別添3＞その他の周知・広報

事業者が遵守すべき関係法令等の周知

労働施策総合推進法に基づく事業主が遵守すべき雇用管理上の措置義務（中小事業主は令和4年4月1日から義務化）について、労働局・労働基準監督署における総合労働相談窓口（別紙）、説明会、企業指導等、あらゆる機会を通じて、周知を図ってまいります。

＜別添資料＞

別添1　職場のハラスメント対応特別相談窓口

別添2　ハラスメント悩み相談室（厚生労働省委託事業）

別添3　職場のハラスメント防止説明会を実施

＜参考資料＞

総合労働相談の状況（長野労働局管内）

（別添１）

職場のハラスメント対応特別相談窓口

令和３年12月１日～令和４年３月31日

職場における下記ハラスメントに関する相談に対応いたします。

- パワーハラスメント
- セクシュアルハラスメント
- 妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント
- 取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）
- 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント
- 新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせ

TEL　026-223－0551

受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00

厚生労働省委託事業　**ハラスメント悩み相談室**　もご利用ください。

TEL 0120-714-864

メール相談受付フォーム　https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan

受付時間：月曜～金曜 12：00～21：00／土曜・日曜 10：00～17：00

お気軽に御相談ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

長野労働局雇用環境・均等室

１　職場のハラスメント対応特別相談窓口

【開設期間】令和3年12月1日～令和4年3月31日
※土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

特別相談窓口	**相談対応内容**	
	職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント 取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント） 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント 新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせ	
	相談窓口	
	長野労働局雇用環境・均等室　TEL 026-227-0551 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 4F	開設時間 9:00～17:00

２　常設の総合労働相談窓口

常設の総合労働相談窓口	**職場におけるハラスメント等の相談窓口**	
	長野労働局雇用環境・均等室　TEL 026-227-0125 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 4F	開設時間 8:30～17:15
	長野労働局総合労働相談コーナー TEL 026-223-0551 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 4F（雇用環境・均等室内）	開設時間 8:30～17:15
	長野総合労働相談コーナー　TEL 026-480-0631 〒380-8573 長野市中御所1-22-1 1F（長野労働基準監督署内）	開設時間 9:00～17:00
	松本総合労働相談コーナー　TEL 0263-48-5707 〒390-0852 松本市大字島立1696（松本労働基準監督署内）	
	岡谷総合労働相談コーナー　TEL 0266-22-3454 〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4（岡谷労働基準監督署内）	開設時間 9:00～16:30
	上田総合労働相談コーナー　TEL 0268-22-0338 〒386-0025 上田市天神2-4-70 上田労働総合庁舎3F（上田労働基準監督署内）	
	飯田総合労働相談コーナー　TEL 0265-22-2635 〒395-0051 飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎3F（飯田労働基準監督署内）	
	中野総合労働相談コーナー　TEL 0269-22-2105 〒383-0022 中野市中央1-2-21（中野労働基準監督署内）	
	小諸総合労働相談コーナー　TEL 0267-22-1760 〒384-0017 小諸市三和1-6-22（小諸労働基準監督署内）	
	伊那総合労働相談コーナー　TEL 0265-72-6181 〒396-0015 伊那市中央5033-2（伊那労働基準監督署内）	
	大町総合労働相談コーナー　TEL 0261-22-2001 〒398-0002 大町市大町2943-5 大町地方合同庁舎4F（大町労働基準監督署内）	

（別添2）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省委託事業

職場におけるハラスメントに悩んでいませんか？

ハラスメント悩み相談室

相談無料

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

セクシュアルハラスメント

パワーハラスメント

電話相談

0120-714-864（ナイヨ ハラス）

●受付時間：月曜～金曜 12:00 ～ 21:00 ／土曜・日曜 10:00 ～ 17:00

祝日及び年末年始（12月29日～ 1月3日）を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。

メール相談

●受付フォーム https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan

●メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

24時間受付・3営業日以内に返信予定。パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

専用Webサイト ハラスメント悩み相談室 検索

（委託運営）
LEC東京リーガルマインド

職場におけるハラスメントのことで
お悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください！

例えば、このようなことでお困りではありませんか？

- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない

相談無料　匿名可　プライバシー厳守

専門家が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは？
- 必要があれば関係機関をご案内 など

ハラスメント悩み相談室 検索　https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/

（別添３）

長野労働局からのお知らせ

職場のハラスメント防止説明会を実施

（改正労働施策総合推進法関係）

～令和４年４月１日から中小企業にも義務化されます～

労働施策総合推進法に基づく事業主が遵守すべき雇用管理上の措置義務について、中小企業向けの説明会を実施します。

※本説明会（「働き方改革関連法に関する説明会」）では、労働基準監督署による「働き方改革関連法」の説明、労働局による「改正育児・介護休業法」の説明も行われます。

日	月	火	水	木	金	土
【令和３年12月】			12/1	2	3	4
5	6 **伊那会場** （伊那商工会議所）	7	8	9 **中野会場** （中野地域職業訓練センター）	10	11
12	13 **松本会場** （松本商工会議所）	14 **上田会場** （上田市丸子文化会館）	15 **長野会場** （JA長野県ビル）	16	17 **小諸会場** （小諸市文化センター）	18
19	20 **大町会場** （大町商工会議所）	21	22 **諏訪会場** （諏訪市文化センター）	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和４年**1月～3月**の間も各地区で開催（計10回）
（日程は、長野労働局ホームページで順次公表します）

※詳細は、長野労働局ホームページ「イベント情報」をご覧ください。

いずれの開催日も、14:00～16:30 を予定しています。

【ご質問・お問い合わせ先】
大原出版 株式会社 働き方改革関連法に関する説明会事務局
電話： 03-5577-4710（10：00～17：00）

【お申込み方法】
厚生労働省委託会社大原出版株式会社 働き方改革関連法説明会事務局まで、事前に下記の申込書に必要事項を記入し、FAX でお申し込みください。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、中止となる場合もございますので、ご了承ください。

☞ 働き方改革関連法に関する説明会申込書 [Word - 12KB]　→裏面

【働き方改革関連法に関する説明会申込書】

«申込先» 大原出版株式会社 働き方改革関連法に関する説明会事務局
«電話» ０３－５５７７－４７１０（平日 10：00～17：00）
«ＦＡＸ送信先：０３－５５７７－４７３５»

希望する開催日時	
開催場所（長野県会場）	
会 社 名	
所 在 地	
申 込 者	
申込人数（１事業場あたり２名まで）	１名 ・ ２名
電話番号	
E-mail	